

写

埼労発基 0823 第 1 号
令和 4 年 8 月 23 日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

埼玉労働局長
久知良 俊二

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、埼玉県労働組合連合会、生協労連コープネットグループ労働組合及び全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。